

白山市と株式会社北國新聞社との包括連携に関する協定書

白山市（以下「甲」という。）と株式会社北國新聞社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、多様な分野において緊密な相互連携を図り、地域課題及び行政課題の解決を図る協働の取り組みを推進することにより、地域社会の持続的な発展、市民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項の範囲において連携し、協力する。連携事項に基づく事業概要については別項に定める。

- （1）災害時の対応や地域の防災、見守り活動に関すること
- （2）白山手取川ジオパークを通じた地域振興に関すること
- （3）スポーツ・文化の推進に関すること
- （4）新聞を活用した学校教育の推進に関すること
- （5）白山市の広報力向上に関すること
- （6）持続可能な開発目標（SDGs）の推進に関すること
- （7）前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の了承なしに、第

三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

附則 従前より甲と乙との間で締結している次の協定については、本協定締結後も引き続き効力を有するものとする。

- （1）持続可能な開発目標（SDGs）の推進に係る連携協定書

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年8月8日

甲 白山市
市長

田村 敏和

乙 株式会社 北國新聞社
代表取締役社長

砂塚 隆広